

今月号の紙面

- ・東京都からのお知らせ(産交展、他)… 2面
- ・としま MONO づくりメッセ
- ・都産技研 TIRI クロスミーティング
- ・地域団体人事告知… 3面
- ・工団連人事、事業、研修告知
- ・新型コロナウイルス対策区市支援助策一覧
- ・赤い羽根協同募金のお知らせ… 4面
- ・企業リレー探訪(文京区商工協会)
- ・東京ビッグサイトからお知らせ

工団連

発行所
一般社団法人 東京工業団体連合会
東京都中央区銀座2-10-18
東京都中小企業会館5階
電話 (03) 3546-2525
FAX (03) 3546-2853
(購読料1部100円、年間600円 会費より徴収)
https://www.tokyo-koudanren.or.jp

団体・会員企業の更なる活性化を!

工団連「助成事業」の積極的活用で

工団連は平成25年度(専門家派遣事業は平成24年度)より東京都・都議会関係機関などの支援のもと「ものづくり基盤技術強化支援事業」「専門家派遣事業」「依頼試験等助成事業」の3事業を推進してきた。令和3年度上半期終了も直前に控えた現在、コロナ禍の困難な状況下で活動を続ける会員団体・企業の皆様に、改めて事業を紹介し今後の積極的な活用をお願いする。

「ものづくり基盤技術強化支援事業」は地域の工業・産業団体の活動を支援するもの。団体自身が会員企業を対象とした事業を企画・実施するに際し利用するものです。

平成25年度より本格スタートした本事業は、この間、現場の実態に即して見直され日々利用し易い制度となっている。

また、活用団体・事業の事例も蓄積していったが令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け減少に転じた。更に令和3年度も同様な状況が継続しているが、地域会員団体や会員企業のより一層の活用を期待したい。

他方「専門家派遣事業」「依頼試験等助成事業」は地域団体の会員企業が直接利用する助成事業で、2事業とも多くの会員企業に活用されている。

コロナ禍においても活用が継続しており今年度も引き続き活用を期待したい。

東京都内で活動するものづくり中小企業を取巻く環境は昨年来継続している新型コロナウイルス感染症拡大が追い打ちをかけて先行き不透明な状況となっている。

本事業は工団連に加盟する地域の工業・産業団体等や会員企業が、ものづくり現場を取巻く厳しい経営環境に対応するための必要な基盤技術を強化する取組みに対し、東京都からの支援を受け工団連が費用の2/3を補助するもの。本年度はこれまで以上に3密回避を意識した実施が必須となる。

◆事例1 展示会の開催
や見本市などを開催し、自治体や企業・団体の展示や見本市に出展する会員企業が、市の優待や技術のR、販路を開拓する活動に活用する。

◆事例2 先端・先進工場、施設の視察研修
ものづくりの先進工場や先端技術の視察を通じて、会員企業の意識改革や人材育成、また最新技術の習得による技術向上に繋げる活動への支援。近年は団体に所属する優良会員企業を視察するケースが多い。

◆事例3 ものづくりをテーマにした研修会や講演会の開催により、会員企業の経営者・従業員の知識習得、意識の向上を支援する。コロナ禍においては、オンライン開催やハイブリッド開催(展示会とオンライン同時開催)も対象となる。

◆事例4 外部委託費(リニューアルは助成対象外) サービス伝承講座「次世代技術セミナー」「専門技術研修」や注目・話題のテーマ、講師による「産業振興セミナー」等の開催。

◆事例5 講師謝金、会場・施設借上げ費用、資料作成・印刷等(外部委託費)が助成対象となる。

◆事例6 コロナ禍の現状において、事例1〜3で実施した事業は対面のみでの実施は困難が予想されることから非対面での検討・工夫が必要。



ヴァーチャル産業交流展 2020 仮想ブース
動に助成するも



ものづくり現場風景

ものづくり基盤技術強化支援事業

◆「助成対象経費」
・現地まで及び視察先での交通費(バスの借上げ費用、高速道路代、駐車料金、視察先の説明者への謝金)等が助成対象となる。また、工程が2日間を超える場合はその目的・必要性が認められる場合には、宿泊費の一部も助成対象となる。

◆「活動例」
・「専門家派遣事業」は、平成24年度に開始してから10年目を迎えるが、コロナ禍においても活用されている。

◆「助成対象経費」
・現地まで及び視察先での交通費(バスの借上げ費用、高速道路代、駐車料金、視察先の説明者への謝金)等が助成対象となる。また、工程が2日間を超える場合はその目的・必要性が認められる場合には、宿泊費の一部も助成対象となる。

◆「活動例」
・「専門家派遣事業」は、平成24年度に開始してから10年目を迎えるが、コロナ禍においても活用されている。

専門家派遣事業

◆「助成対象経費」
・現地まで及び視察先での交通費(バスの借上げ費用、高速道路代、駐車料金、視察先の説明者への謝金)等が助成対象となる。また、工程が2日間を超える場合はその目的・必要性が認められる場合には、宿泊費の一部も助成対象となる。

◆「活動例」
・「専門家派遣事業」は、平成24年度に開始してから10年目を迎えるが、コロナ禍においても活用されている。

依頼試験等助成事業

◆「助成対象経費」
・現地まで及び視察先での交通費(バスの借上げ費用、高速道路代、駐車料金、視察先の説明者への謝金)等が助成対象となる。また、工程が2日間を超える場合はその目的・必要性が認められる場合には、宿泊費の一部も助成対象となる。

◆「活動例」
・「専門家派遣事業」は、平成24年度に開始してから10年目を迎えるが、コロナ禍においても活用されている。

◆「助成対象経費」
・現地まで及び視察先での交通費(バスの借上げ費用、高速道路代、駐車料金、視察先の説明者への謝金)等が助成対象となる。また、工程が2日間を超える場合はその目的・必要性が認められる場合には、宿泊費の一部も助成対象となる。

◆「活動例」
・「専門家派遣事業」は、平成24年度に開始してから10年目を迎えるが、コロナ禍においても活用されている。

申請・請求時に必要な添付資料

- 1 申請
 - (1) 利用する試験研究機関及び依頼試験等の概要がわかるもの。
 - (2) 前年度の法人事業税、法人住民税の納付が確認できるもの(納付書等)
- 2 請求
 - (1) 依頼試験等の依頼を証する書類の写し(助成対象経費の支払いが確認できるもの(領収書・振込依頼書等))
 - (2) 工団連への申込みが試験実施日以降にない場合でも受け付け可能。
- 3 各助成事業についての問い合わせ先

(一社) 東京工業団体連合会事務局
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
TEL 03-3546-2525
FAX 03-3546-2853
https://www.tokyo-koudanren.or.jp/
- 4 申請要件
 - ・ 工団連加盟の地域団体の会員企業(新規加入会員も含む)
 - ・ 同一の依頼試験等を対象として、国又は地方公共団体その他の機関から助成金等を受けていないこと。
 - ・ 法人事業税、法人住民税等を滞納していないこと。
- 5 申請・請求時に必要な添付資料
 - (1) 利用する試験研究機関及び依頼試験等の概要がわかるもの。
 - (2) 前年度の法人事業税、法人住民税の納付が確認できるもの(納付書等)



都産技研での依頼試験機器